## その他

情報の発信について

情報システムを利用して情報発信をする場合は、発信する情報に責任を持ち ましょう。また、情報システムを利用して得た情報は、必ずしも信頼できる 情報とは限らないので、十分注意して利用しましょう。

- ▶ 事実に反する情報、もしくは事実が確認できない情報を意図的に発信し
- ▶ 出所不明な情報をむやみに転送、拡散しないこと
- ▶ 機密を要するデータは、暗号化やパスワードをかけるなどして保護し、
- ▶ 個人情報を入力する場合は、細心の注意を払うこと

データについて

本学を卒業・退学などされた方は、本学で発行されたアカウントが削除さ れます。(進学した方は一部のアカウントが削除されます。)

- ▶ 卒業後、本学の情報システム上のデータは削除されますので、必要な データは卒業までに必ず個人のストレージに移行してください。
- ▶ 卒業後、本学アカウントを必要とするクラウド上のデータについては、 アクセスできなくなり削除されますので、上記と同様に卒業までに必要 なデータを移行して下さい。

## コンピュータ・ウイルス感染時 (疑われる場合も含む) には・・・



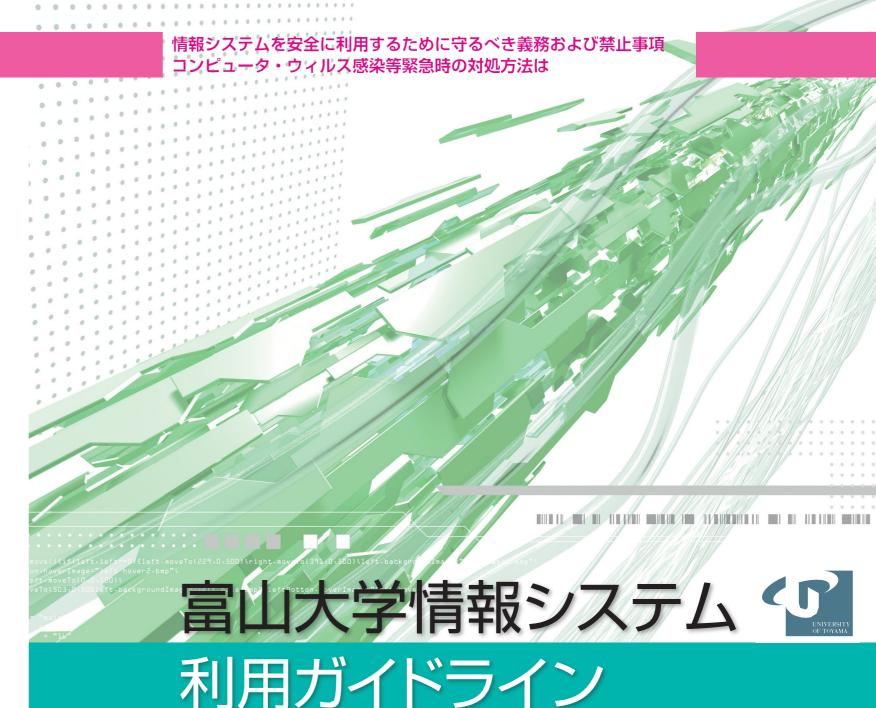
コンピュータ・ウィルスに感染したことが判明した場合は、すみやかにコン ピュータをネットワークから切り離してください。USBメモリ等の記憶媒体を 経由して感染することもありますので、不用意に他のコンピュータで利用し ないなど、感染が拡大しないよう十分注意をしてください。

また、すぐに各キャンパスの総合情報基盤センターに連絡をお願いします。

【五福・高岡キャンパス】富山大学総合情報基盤センター 〒930-8555 富山市五福3190 TEL 076-445-6946 FAX 076-445-6949

【杉谷キャンパス】富山大学総合情報基盤センター 杉谷分室 〒930-0194 富山市杉谷2630 TEL 076-434-7167 FAX 076-434-5008

その他、情報システムや学内ネットワークに関する詳しい情報は 富山大学総合情報基盤センターWebサイト( https://www.itc.u-toyama.ac.jp/ )



富山大学情報システムは、教育・研究および事務・病院等の業務のために設置されています。 富山大学情報システムのすべての利用者は、情報システムの安全性を守り、他の利用者に迷 惑をかけないように注意する義務があります。セキュリティを意識しない軽率な行動や、法 令などに違反する行為は、あなた自身が被害を受けたり刑事訴追や損害賠償の対象になった りするだけでなく、他の利用者にも大きな迷惑を及ぼし、さらには本学の社会的信用の失墜 を招くことにもなりかねません。

このガイドラインは、情報システムを利用する際の注意事項をまとめたものです。よく読ん で内容を理解し、自らのセキュリティ意識と知識を高め、情報システムの不正利用の防止と セキュリティの維持のため、利用者の義務を守るように心がけてください。

富山大学情報化統括責任者

Chief Information Officer, University of Toyama 富山大学総合情報基盤センター Information Technology Center, University of Toyama

## 情報システム利用にあたっての利用者の義務



情報システムは大学生活に必要不可欠なものですが、コンピュータ・ウィルスや不正アクセス、情報漏洩といった脅威に常にさらされています。情報システムと情報を安全に利用するためには、一人ひとりが情報システムを守るための対策を行う必要があります。

≡**∏**≡⊤√≢≠⊏

認証情報の 管理 「認証情報」とは、情報システムの正当な利用者を識別するためのユーザー名(ユーザーID やアカウント)とパスワードのことです。パスワードが漏洩した場合、悪意のある第三者に悪用され犯罪に巻き込まれる場合があります。個人情報の保護やセキュリティ確保のため、認証情報の管理を徹底してください。

- ▶ ユーザーID やパスワードを他人に貸与したり、教えたりしないこと
- ▶ パスワードには最低でも8 文字以上で、英大文字・英小文字・数字それぞれを最低1文字ずつ 含むように設定すること
- ▶ バスワードの漏えいなど、万が一の事態が発生した場合は速やかにパスワードを変更すること
- ▶ 辞書に載っている英単語など、他人に推測されやすいパスワードを使用しないこと
- ▶ ログインしたままの状態で、パソコンの前を離れないこと

2.

コンピュータ・ ウイルス対策



最近のコンピュータ・ウィルスは、感染したコンピュータのデータを破壊したり動作を遅くしたりするだけではありません。気付かれないように重要なデータを盗み出して悪用したり、あなたのパソコンを遠隔から操作できるようにすることがあり、あなた自身が知らないうちに犯罪に巻き込まれることもあります。このような被害を避けるため、コンピュータ・ウィルス対策を必ず実施してください。

- ▶ 各自のパソコンにコンピュータ・ウィルス対策ソフトウェアをインストールし、常に最新の定義ファイルを取得して、定期的なウィルスチェックを行うこと
- ▶ 心当たりのない差出人からのメールの添付ファイルを開いたり、本文中のURL を安易にクリックしたりしないこと
- ▶ フリーソフトウェアなどは、安全性を十分に確かめ、正規の配布サイトから常に最新のものを 入手して利用すること。また、大学での利用が可能か、利用条件を確かめること
- ▶ 危険なWeb サイトの閲覧や、不用意なファイルやソフトウェア、アプリケーションのダウンロードをしないこと
- ▶ 入手したファイルを利用したり、他人にファイルを送ったりする際には、事前にウィルスチェックを行うこと

**3.** 

不正アクセス 防止対策 パソコンやソフトウェアの設定に不備があったり、セキュリティ・ホール(ソフトウェアの不具合等により発生する脆弱性)を放置していたりすると、悪意のある第三者にパソコンに侵入され、情報の漏洩や改ざん、他の情報機器を攻撃するための踏み台に利用されたりすることがあります。知らないうちに加害者にされないためにも、パソコンで利用するソフトウェアはしっかり管理してください。

- ▶ 定期的にOS やソフトウェア、アプリケーションのアップデートを確認し、常に最新の状態を保つこと。また、自動的にアップデートを適用するように設定すること
- ▶ 不用意にファイヤウォールを停止させたり、ポートを空けたりしないこと

ネットサービス 利用時の注意 SNS(LINE、X(旧Twitter)、Instagram)やメール、オンラインストレージなどは、初期登録したままの状態では個人情報やファイル等を公開する設定になっていることがあります。また、各種サービスを関連付けることで、個人が特定されやすくなることもあります。各サービスの利用方法を確認し、各自が責任を持って利用してください。

- ▶ 一度書き込んだものは消えないことを自覚して利用すること(削除しても表示されなくなるだけで、システムからは消えていないこともある)
- ▶ 誰が見てもよい情報か、突然消えてなくなってもよい情報か、Web サイトに書き込んだり、 インターネット上にファイルを置いたりする際には、よく考えること
- ▶ 不要な情報は書き込まないこと

## 情報システム利用にあたっての禁止行為

情報システムを利用する際には、法令や学内規則を遵守しなければなりません。社会通念に反する行為や、他人に迷惑をかけるような行為は禁止です。違反行為に対しては、罰則や処分が科せられることがあります。



1.

不正コピーの禁止



著作物には「著作権」が存在します。書籍や論文、レポート、音楽、映像等だけでなく、 Web サイトに掲載された文章や画像、ソフトウェアやアプリケーションも著作物です。著作 権法の例外規定に該当する場合を除き、著作者の許可無く、無断で複製、翻案、公衆送信等 を行うことは違法です。

- ▶ レポート等の作成の際に、本や論文、Web 上の文章等を盗用しないこと
- ▶ 友人のメディアから、音楽や動画などを自身の情報機器にコピーしないこと
- ▶ 研究室等で購入したソフトウェアを、許可無く自分のパソコンにインストールしないこと
- ▶ 他人からもらったソフトウェアを、不用意に自分のパソコンにインストールしないこと

2.

不正コンテンツの 取得および配信の禁止



著作権法には、「私的使用の目的であっても、違法に配信されているコンテンツをダウンロードすることは違法」という旨が記載されています。

また、著作権者の許可なく、その著作物をインターネット上にアップロードすることも違法 です。

- ▶ インターネット上のコンテンツを利用する際には、違法コンテンツではないことを確認 すること
- ▶ P2P (ファイル共有) ソフトを利用しないこと
- ▶ クラウドサービスを利用する場合、利用するサービスの内容、安全性、共有の範囲の設定、やりとりするコンテンツの著作権等について注意すること

3.

不正アクセスの禁止

他人の認証情報(ユーザーID やパスワード)でシステムを利用することは、不正アクセス行為になります。コンピュータの脆弱性を故意に突いて他人のパスワードを盗み出したり、他人になりすましてファイルを盗み見たり、迷惑メールをばらまくなども犯罪行為です。

- ▶ 他人の認証情報を用いて、利用資格の無いコンピュータを利用しないこと
- ▶ システムの脆弱性を突いて、利用資格の無いコンピュータを利用しないこと

4.

社会的に迷惑を かける行為の禁止 法律に抵触するかしないかに関わらず、他人に迷惑をかける行為や、社会のマナーに反する 行為は禁止です。

- ▶ SNS や掲示板、メール等で、他人に嫌がらせや誹謗中傷しないこと
- ▶ 宣伝・広告目的のメールや迷惑メールなどを送信しないこと
- ▶ 公開されていない個人情報等を、本人の承諾無く他人に知らせないこと
- ▶ スマホゲームやSNSでの写真・動画の送受信など、教育・研究利用以外の目的で、大学のネットワークを利用をしないこと